

青森市企業局郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市企業局条件付き一般競争入札実施要領（平成23年9月1日実施。以下「一般競争入札実施要領」という。）に基づく条件付き一般競争入札として実施する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、郵便入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）の公告については、青森市企業局財務規程（平成18年企業局管理規程第21号。以下「財務規程」という。）第167条の規定により準用する青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第104条第1項第11号に規定するその他必要な事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書及びその他の公告で指定する提出書類（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の郵送開始日及び到着期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (5) その他必要と認める事項

(入札書等の提出)

第3条 入札書等は、入札者（法人にあっては商号及び代表者職氏名（年間委任状を提出している場合は、受任者職氏名）、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）にあっては、JV名、JV代表法人名及びJV代表者職氏名）の記名押印をし、入札日を記載した上で、対象工事ごとに定める入札書等郵送開始日から入札書等到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書等は同一の封筒に入れ封印し、表側に宛名、入札番号、入札日、工事名及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、差出人住所（法人又はJVにあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号、JVにあっては、JV名及びJV代表法人名（代表者職氏名を含む。))を記載しなければならない。
- 4 郵送した入札書等の差替え又は撤回は、認めないものとする。
- 5 当該入札を辞退しようとする者は、当該入札の開始前までに入札辞退届(様式第1号)を契約担当課へ直接持参しなければならない。

(入札の立会い)

第4条 管理者は、入札書等の提出があった者の中から2人を入札立会人として立ち合わせなければならない。

- 2 前項の入札立会人は、対象工事ごとの入札参加資格者に一般競争入札実施要領第5条に規定する入札書等の受付順（消印日順）に通し番号を付し、1番目と2番目に該当する者（法人にあっては代表者、JVにあっては、JVの代表者）を選任するものとする。
- 3 前項の規定により選任された入札立会人には、入札立会依頼書（様式第2号）により立会いを依頼するものとする。

- 4 前項の規定により依頼された入札立会人が当該入札に立ち会うことができない場合は、入札立会人委任状（様式第3号）により代理人を立ち合わせるものとする。
- 5 入札立会人は、入札執行前に入札立会人名簿（様式第4号）に署名押印するものとする。
- 6 予定された入札立会人が当該入札に立ち会わないときには、当該入札事務に関係のない企業局の職員を立ち合わせるものとする。

（無効の入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、財務規程第167条の規定により準用する財務規則第117条第1項第6号に定めるその他入札条件に違反した入札とみなし無効とする。

- (1) 公告で示した郵送の方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 対象工事ごとに定める入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- (3) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (4) 郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (5) 郵送された封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札
- (6) 工事費内訳書の提出がない入札又は郵送された入札書に記載された入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札

（同価格入札の取扱い）

第6条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人にくじを引かせて、落札者及び次順位以降の者を決定する。この場合において、立会人がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない企業局の職員にくじを引かせるものとする。

（入札の中止等）

第7条 管理者は、郵便事情等により事故が発生し、公正な入札が執行できないと判断した場合又は不正な行為等により必要があると認めたときは、入札の中止又は延期をすることができる。

（その他）

第8条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、平成23年9月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、平成24年7月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に公告を行う入札について適用し、同日

前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)
この要領は、平成27年3月4日から実施する。

附 則
(実施期日)
この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)
この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)
この要領は、令和4年6月1日から実施する。